

# 新年明けまして おめでとうございます

本年も  
信和グループを  
よろしくお願ひ  
致します

オーナーの皆さま!

2021年(令和3年)は

## 建築物(共同住宅)定期報告の年です!

### 1 定期報告制度とは?

**建築基準法第12条**に基づく、建築物の安全対策と維持管理を目的とした制度です。

建築物は長期間の使用に伴い、建築物本体の劣化や設置されている設備に性能低下が起こります。**建築物の劣化状態や防災上の問題を早期に発見し、危険を未然に防ぐことが定期報告制度の目的です。**

### 2 もしも適切な維持管理を怠ったら…

避難に支障がでる、必要な設備が作動せず災害が拡大するなど、人命に危害を及ぼすことになりかねません。

**定期的に調査・検査を行って発見された問題を改善し、建築物の維持管理につなげていくことが、所有者・管理者の責務です。**

# 3年に一度の建物調査は 「プロの目」で!

## 特定 建築物の調査

現場での目視調査  
だけでなく、作動・打診・  
図面チェックも  
必要です

1. 敷地および地盤

2. 建築物の外部

3. 建築物の内部

4. 敷地および地盤

5. 屋上および屋根

6. 石綿 (アスベスト)

7. その他 (避雷針、煙突などの調査)

屋上・屋根

塀・擁壁

外壁・窓

石綿

防火区画・防火戸

避難施設

敷地・地盤

報告対象の用途	規模 (対象用途の床面積の合計)	調査期間
共同住宅	① 3階以上に対象用途があり1,000㎡以上 ② 5階以上に対象用途があり500㎡以上	令和3年・6年・9年 (以降3年毎に1回)
寄宿舍・ サービス付き 高齢者向け住宅	① 3階以上に対象用途があり100㎡超 ② 2階部分に対象用途があり300㎡以上 ③ 地階に対象用途があり100㎡超	

## 案内通知が届いたら 信和建設にお任せください!

- 所有者・管理者は定期報告資格者に建物の調査・検査を依頼
- 資格者は必要な調査・検査を行い報告書を作成
- 作成された報告書を各建築防災センターに提出
- 各行政庁にて受理され、受理結果が送付される

詳細は信和建設営業部にお問い合わせください



## 信和建設 株式会社

お問合せ **0120-930-817**

受付時間 9:00~17:30(土日・祝日を除く)

信和建設のホームページはこちら

